

「豊後国司年表」考証

若 杉 昌 昭

豊後国司については、太宰管内志、豊後国志、大日本史など江戸時代の研究のほか、久多羅木氏の国司表（史蹟名勝天然記念物調査報告））、大分市史の国司表、新日本史の国司表、中世史ハンドブックの国司表等数多くの研究がある。県史編纂班にも、古野務氏の作成した国司表があるが、これを修正増補して世に出したいと思う。今回は特に国司の任期に重点をおいて表を作成した。（時期は承久年代までとした）こうしてみると、国司の動行から奈良・平安時代の豊後国の有様が一側面からではあるが把握できる。例えば、豊後国は「上國」であるといわれているが（延喜式）、奈良時代前期は「中國」であったことが知られ、国守の任期があまりにも短い時はそれなりの理由があるし、平安時代のごく初期に赴任しない国守が現われたり等等。今回は表面だけの把握しかできなかつたが、空白の部分の国司の発見、それぞれの国司の動行やそれを支えた社会経済的事情、或いは被支配階級である農民との関係等について、さらに研究を深めていきたい。史料は六国史を中心として使用したが、史料批判が充分になされておらず、また史料の読み違いがあるかもしれない。新しくつけ加えた国郡司には●印をついた。先輩諸氏の御教示を仰ぐ所存である。

なお、出典略称は次の通りである。

豊後国志

寧々寧楽遺文

続豊後国紀

日後日本後紀

統後 || 統日本後紀

三 || 三代実録

平遺 || 平安遺文

日略 || 日本紀略

本世 || 本朝世紀

公補 || 公卿補任

文 || 文徳実録

類三格 || 数聚三代格

朝 || 朝野群載

字鏡 || 宇佐大鏡

ハンド || 中世史ハンドブック

新 || 新日本史

年

守

介

據

目

郡

司

出

典

天平二年
(七三〇) ①大伴大夫

②(藤井連広成)

⑦日田郡(?)郡司
玖珠郡郡司

豊 P 106

寧上(P 268)
統(八月十日条)
寧上(P 254)
255万葉集五
819天平勝宝元年
(七四九)十九八七六五四三二一
(七三八) ③陽侯史真躬
④小治田朝臣諸人

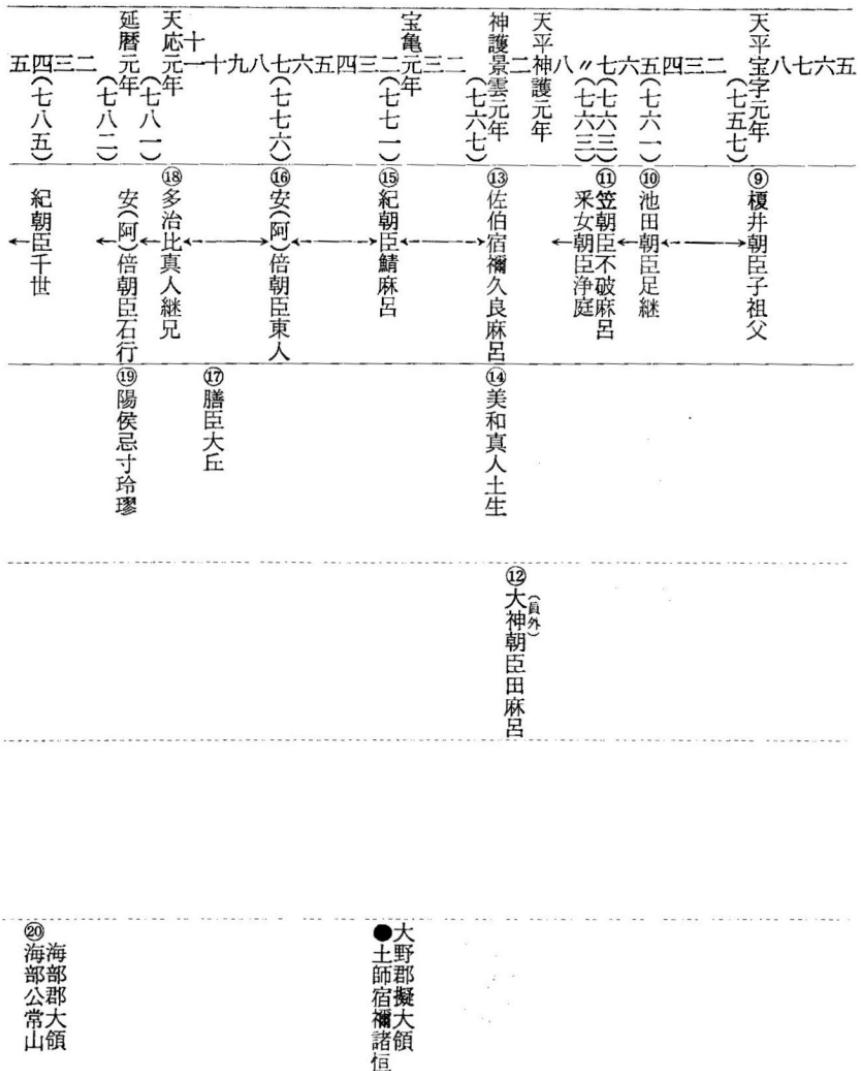
⑤田邊史縣麻呂

⑥河内連入鹿

天平
四年
(天
平
九
年
(七
四
九))

⑧(多治比真人中養)

豊
(P 90)



●大野郡擬大領
土師宿禰諸恒

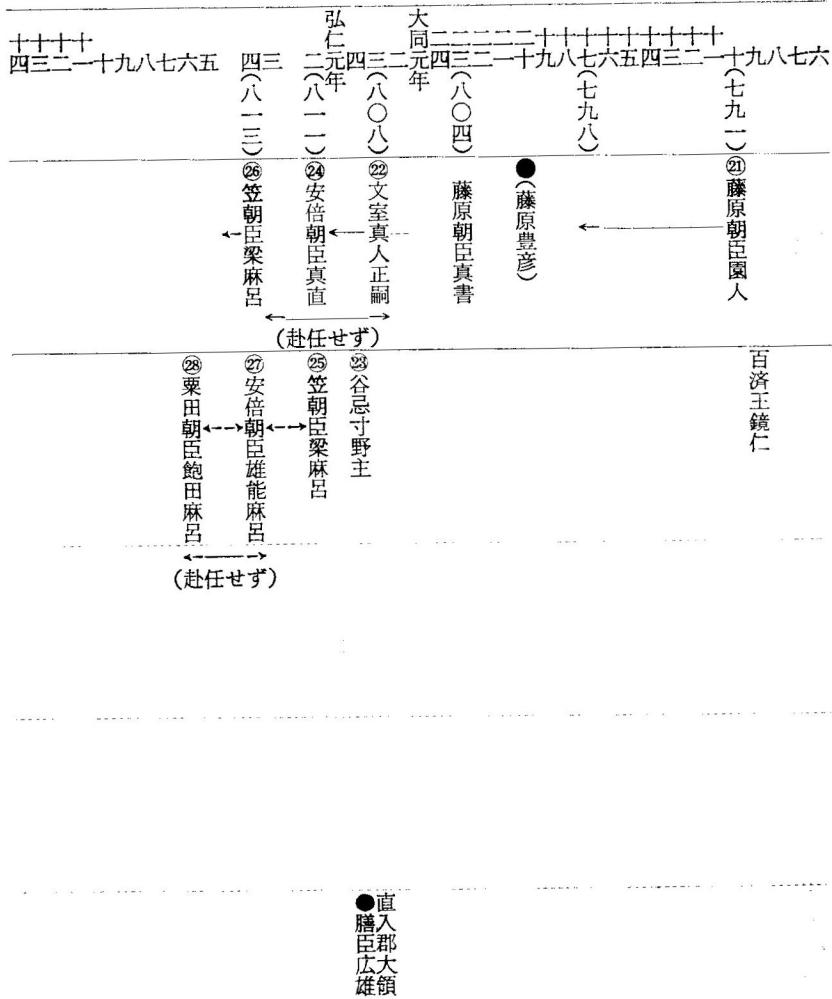
統(七月二三日条) 豊(P 91)

統(八月二一日条)
統(七月三日条)

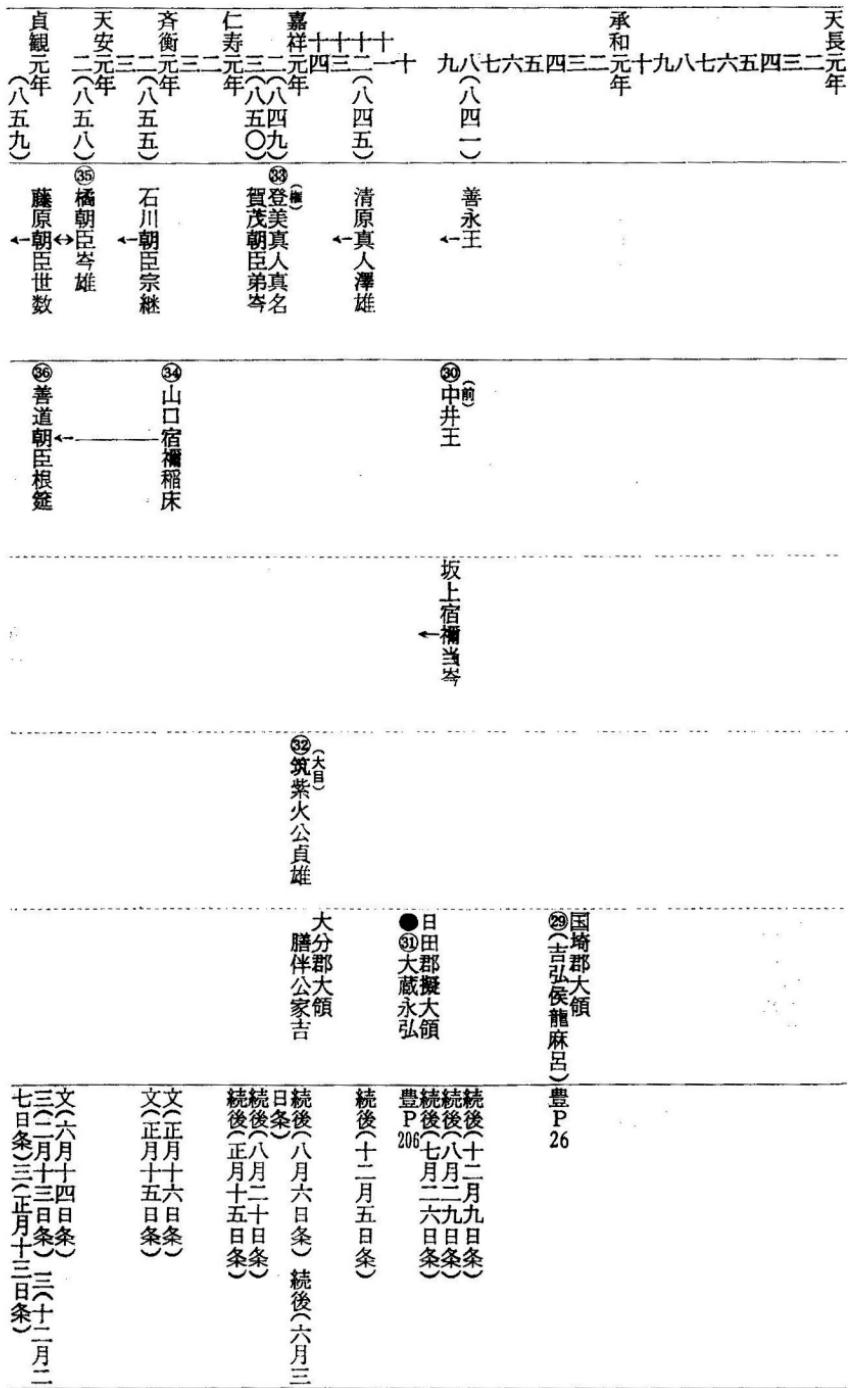
統(九月十五日条)

統(十月朔条)

統(六月十六日条)



日後(正月十日条)	日後(正月十六日条)	日後(正月十六日条)	公卿補任(二月大和守に任せす)
日後(正月十六日条)	日後(正月十六日条)	日後(正月十六日条)	継続(正月二日条)
日後(正月十日条)	日後(正月十六日条)	日後(正月十六日条)	
日後(正月十日条)	日後(正月十六日条)	日後(正月十六日条)	
日後(正月十日条)	日後(正月十六日条)	日後(正月十六日条)	



(37)当野忌寸平麻呂
秦宿權安雄

越智宿權弘成

三(貞觀元・三月二一日条)
三(閏十月十二日条)
三(貞觀二・正月十六日条)

三(正月二七日条)(同上)
三(一月十三日条)

●藤原朝臣広守
紀朝臣繼雄
↔

(38)菅野朝臣宗範

(40)(和氣時雄)

公補(貞觀十一年藤冬緒条)

三(六月十七日条)

元慶
元年
十八
十六
十四
十二
十一
十九
八(八六九)

元慶
元年
十八
十六
十四
十二
十一
十九
八(八六九)

●藤原豐伴

(39)藤原朝臣廣守

藤原朝臣智泉

(41)藤原朝臣良主

藤原朝臣智泉

多治真人安江

仁和
元年
二
二(八
八八
六五)

(42)橘
源朝臣
淵茂

大神朝臣良臣

藤原朝臣智泉

寛平
元年
六五
四三
二二

(43)橘
源朝臣
淵茂

(員外)
清原朝臣正高

●大野
大神朝臣
大領
庶幾

豊
P P
239186

三(正月十六日条)
三(正月二十一日条)

類三格(郡司事)豊(P 92)
三(五月十三日条)

承平年
三二元八七六五四三二元二十九八年
延長二二一十八七六五四三二一九年八七六年

昌泰元年
延喜元年
三二九八七年

藤原春成

(前大日)
大秦公宿禰相益

(前大日)
大秦公宿禰相益

●珠
矢珠
野久領
兼

豐P 186 (延喜年中)

大日本史

平遺二〇〇号(七月十七日)

平遺二四三号(十二月三日)

天
安
康
應
天
天

 樣
和
保
元
三
二
年
四
三
二
年
三
一
年
四
三
二
年
九
八
七
六
五
四
三
二
年
九
八
七
六
五
四
三
二
年
七
六
五
四
年

 (九
六
一)
(45) 橘恒平
● (源轉時)

④ 藤原()

⑥ 上藤原()

⑥ 生野()

大原()

高向如吉()

大日本史

尊卑分脈(応和二卒)

公補(橘恒平条)壬三月十七日

平遺二八五号(祚原文書)康保二年三月三日
公補(橘恒平正月卅日辞退)

寛弘元年(1007) 五
長保元年(1009) 五
長徳元年(九九六) 二
正暦元年(1010) 二
永祚元年(1011) 二
寛和元年(1012) 一
永觀元年(1013) 一
天元元年(1014) 二
貞元元年(1015) 三
天延元年(1016) 三

(49) 藤原国昌
藤原實清

(48) 穴太宿禰愛親

(48) 丹波朝臣泰親

● (47) 大中臣朝臣

助安主

坂上維光

● (前介)
平

佐波部致明

播磨守信

大日本史

朝卷廿(三月四日条)

朝卷廿(長保三年四月一日条)
市史 八月五日任(介據の出典は大分)

平遣三三八号(柞原文書)

大日本史

平遣四六九号(柞原文書)
御堂闕白日記(二月一七日)

大日本史

平遣四八八号(柞原文書)六月八
日

平遣五〇一号(柞原文書)十一月八
日

日略(八月二二日条)
宇鏡P.138(二月一八日)

大領(日田郡?)
大藏

(大介)紀朝臣

(103)

(總)藤原有棟道

●藤原孝里

源經成

長和元年

寛仁元年

治安二年

(103)

⑤藤原朝臣

万寿元年

(103)

長元元年

長元元年

(103)

万寿元年

長久元年

長曆元年

寛德元年

承暦
四年
承保
二年
延久
元年
治曆
元年
七年
康平
二年
五年
天喜
元年
七年
永承
元年

(一〇五四)

(傳) 藤原景貞

永承
元年

(傳) 大介平朝臣

(傳) 謄伴元恒

(傳) 大橘清原

日田郡大員
大藏千領

宇鏡 P 136
大日本史 136

平遣六九二号・七〇〇号 (柞原文書)
文書
136 (元年九月)
大日本史

大日本史(三月) 宇鏡 P 136 (三月)
十三日

大日本史(三月) 宇鏡 P 136 (三月)

(傳) 秦修名

(大介) 三善 (大介) 藤原
朝臣

(大介) 平 (大介) 三善朝臣 (傳) 伊賀為貞

大日本史

朝卷廿(七月二十四日条)
(大日本史永保元年三月
 字鏡承暦五年二月)

大日本史

大日本史
大日本史(天仁三年五月)

朝卷九(七月二一日条)
(大日本史P137
 一二年三月八日
 字鏡承暦五年二月)

大日本史(天仁三年五月)

(大介)高橋

中原朝臣章貞

(大介)紀朝臣

永保元年(0821)
 (53)三善朝臣國經

大江俊時

嘉保二年(0955)
 ()恒方

藤原助道

長治五年(0943)
 永久三年(0941)
 天永二年(0942)
 天仁二年(0944)
 嘉承二年(0945)

齊部孝茂

元永 元年	保安 元年(一一〇)	天治 元年(一一一)	大治 元年(一一二)	天治 元年(一一三)	長承 元年(一一四)	天承 元年(一一五)	保延 元年(一一六)	久天 安養 元年(一一七)	康治 元年(一一八)	永治 元年(一一九)	久天 安養 元年(一一〇)	仁平 元年(一一一)
(五四) 高階清基 (清泰)	(四九) 紀宗廣	(一四三) 源朝臣季兼	(一三〇) 藤原忠理	(一三一) 中原良兼	(中原成俊)							
		(大介)藤原										
			(大源)									

大日本史	大日本史	大日本史	大日本史	大日本史(十月)	平遺補六九号(十月四日)	本世(正・二八)	本世(本世)	ハンド(七月十九日条)	本世(八月十九日・九月二三日条)

久寿元年
保元二年(一一五九)
平治元年(一一六〇)
源時光
藤原朝臣忠輔

(藤原頼輔知行国主)

藤原宗長
藤原頼経
藤原頼輔

中原兼国

(大)藤井恒貞

(少)守部重枝
(大)藤井国武

ハンド(仁平三年九月・久寿元
二月二日・三月二十五日)
(藤原忠輔の出典は豐後国志
ハンド(六月二十五日・九月九日)
宇佐大鏡 P134
大日本史
公補寿永六年頼輔条
ハンド
大日本史
公補(寿永元年頼輔条)
ハンド(十一月三日)
ハンド(四月二七日)
大日本史
公補建保二年宗長条
大日本史

藤原朝臣季光

吾妻鏡(六月一日条)

建久元年
五四三二
(二十六)

吾妻鏡(六月九日)

(藤原能直知行國主)
()範清

新(建久六年八月)

正治九年八月
五四三二
(二十六)

大日本史

源長和
()伴信景

三善資直

建久元年
五四三二
(二十六)

大日本史
大日本史

源朝業

承久元年
三二元六五四三二
建保元年
建曆元年
承天元年
建永元年
(二〇〇)

① 守大伴大夫

大日本史の国司年表は、天平二年正月に見ゆとして大伴三依（御依にもつくる）をあげている。万葉集には三依の筑紫赴任中と思われる歌（五五六号）があり、九州に居た事は確かであろう。大日本史がこの三依を豊後守と認定したのは、天平二年正月、大宰師大伴旅人の家に府官人が集まり梅花の宴を開いた時の歌に「豊後守大伴大夫」とある（八一九号）の大伴三依としたのであろう。しかし、大伴三依は天平二十年二月十九日正六位上から従五位下になり、天平勝宝六年七月十三日初めて主税頭に任官、天平宝字元年六月十六日参河守になっている人物であり（続紀）、十八年も前の天平二年に、しかも従五位下に授位する以前に豊後守になつたとは考えられない。従つて、ここでは豊後守大伴大夫とした。

② 介藤井連広成

久多羅木儀一郎氏の豊後国司表（史蹟名勝天然記念物調査報告）及び大分市史の国司表等には、介藤原広成をあげているが、これは豊後国志にある藤井連広成の誤りであろう。万葉集の「藤井連遷任上」京時、娘子贈讃一首」と「藤井連和謌一首」（一七七八・一七一九号）とにある「名欲山」を現在の竹田市木原山、あるいは三宅山にあてる説があり、藤井連が豊後に居たようにみえる。しかし、続紀によると、藤井連広成は葛井連広成にあたり、天平三年外従五位下、同十五年筑前国に派遣され新羅使の供客の事を検校していることはみえるが、豊後国に關する記事はない。はたして藤井連広成が介として豊後にいたのであろうか。次の二点より否とみる。

第一は、時代が下るが、弘仁式によると、任国に於ける国司巡行の従者は、国介以上三人、掾以下二人、史生一人と定められている。天平九年の豊後国正税帳により国司巡行をみると、守・掾・史生にはそれぞれ従者が与えられているが、介に与えられた従者がいない。つまり介がいなかつた事を意味する。

第二は、天平十年、豊後国に任命された国司が赴任する途中周防国を通過しているが、守小治田諸人、掾田辺縣麻呂、目河内入鹿の三官であり介がいない（周防国正税帳）。

以上のことから、豊後国は介のいない国、つまり「中國」であったことがわかる。延喜式では豊後国は「上國」であるが、天平九・十年の頃はまだ「中國」であった。こうみると、豊後国志のいう介藤井連広成は疑わしい。

③ 守陽侯史真躬

続紀には天平十年四月廿二日豊後守に任官したとあるが、豊後国正税帳の継目裏書には「豊後国天平九年正税帳守外從五位下楊胡史真身」とあり、続紀の記録以前に豊後守として署名している。この場合は中央の記録よりも、現地で署名している方が信用できる。すると、天平九年には既に豊後国守であった。問題は、いつ任官したかであるが、続紀によると、天平七年二月廿三日外從五位下を授位しており、それ以後任官したと判断すれば、長くても次の国守と交替する天平十年までの三ヶ年になる。

④ 守小治田朝臣諸人

続紀によると天平十年八月十日豊後国守に任官する。彼が確かに赴任したことは、天平十年周防国正税帳に「(十月十四日)下伝使豊後國守外從五位下小治田朝臣諸人將從九人、合十人、四日食稻十二束四把、酒八升、鹽八合」とみえ、赴任の途中周防國で四日分の食料を受けていることで確認できる。しかし、続紀により、その後天平十八年從五位下、天平勝宝六年從五位上の授位はわかるが、いつまで豊後国守であったかは不明である。

⑤⑥ 撫田邊縣麻呂・目河内入鹿

前出周防国正税帳より、守、掾、目の三官がそろっている最初の例である。周防国を通過したのは、まず六月十二日掾田邊史縣麻呂、七月三日目河内入鹿、八月十日守小治田朝臣諸人であり、豊後国入国は掾・目・守の順である。

⑦ 日田郡・玖珠郡司

郡司として最も早く史料に現われたもので、天平九年豊後国正税帳に、「大領外正七位上勲九等日下部連吉嶋、少領外從七位上勲十等日下部君大君、主帳外少初位上勲十等日下部君死」、玖珠郡条に「領外正八位下勲九等(少領外正)」

「国前臣龍麿、主帳外大初位下勲十等生部官立」とみえる。玖珠郡少領は名前からみると國東地方出身と思われ、地方豪族も律令制の下で郡司として移動させられたのではあるまいか。

⑧ 多治比真人中養

豊後国志は多治比真人中養、大日本史、大分市史、久多羅木氏等の国司表は多治比真人牛養としている。続紀には多治比真人中養なる人物はなく、豊後国志の読み違いで多治比真人牛養であろう。しかし、旧本の多治比真人牛養豊後守は、普及版の新本では備後守に修正されている。ここでは、多治比牛養は豊後守ではなかったとする。しかし、続紀では国守の任期がある程度確認できるほど記録が残っているのに、守小治田諸人と次の国守榎井子祖父との間の十六年間に豊後守が記されてない。少くとも一人か二人の国守の任命があつてもいいのだが、この時期が、藤原広嗣の乱、数度の遷都、大仏铸造と大きな出来事が次々と起つた為ではなかろうか。

⑨ 守榎井朝臣子祖父

初めて任期が確認できる。続紀によると、天平宝字元年六月十六日豊後守になり、同五年十月朔少輔に転任するが、同日池田朝臣足継が豊後守に任命される。四年間の任期である。以後任期の確認できる国守はその期間を表でleftrightarrow印をつけた。

⑩ 守池田朝臣足継

天平宝字五年十月朔豊後守任官、同七年四月十四日左少弁に転任、同日笠朝臣不破麻呂が豊後守に任官するまでの一年六ヶ月間である（続紀）。

⑪ 守笠朝臣不破麻呂

天平宝字七年正月九日、正六位上から從五位下を授位、同日日向守任官、同年四月十四日豊後守任官、同年九月十五日次の国守采女朝臣淨庭が任命されるまでと、短期間に移動している（続紀）。

⑫ 員外掾大神朝臣田麻呂

天平勝宝元年十二月廿七日外從五位下を授位するが、同六年十一月厭魅を行つたことが発覚し、除名され本姓に復し多櫛島に配流さる。しかし、天平神護二年十月一日、本位に復し豊後員外掾に任官する（続紀）。宇佐託宣集宝亀四年正月文書には、小田麻呂、多麻呂、田丸君などともあり、宮司、大宮司、豊後前司、宇佐郡向野郷戸主などとも記されている。

(13) 守佐伯宿禰久良麻呂

大伴大夫や陽侯真躬のような学者タイプの国守に対して、佐伯宿禰久良麻呂は藤原仲麻呂追討の論功（天平宝字八年十月）、陸奥鎮守権副将軍として出羽国を鎮定（宝亀八年十二月）するなど武人タイプの国守である。任期は神護景雲元年八月十一日から宝亀二年七月廿三日まである（続紀）。彼の任官は、豊後国守に始まり、延暦五年九月廿九日從四位上で右長官になるまでの二十年間であり、豊後守は彼の長い官人時代の始まりである。

(14) 介美和眞人土生

神護景雲元年七月三日、從五位下で主殿頭と豊後介とを兼任する。史料でみる最初の豊後介である。豊後国志は「豊日志」。豊後介美和眞人土生居住于日田郡竹田別府」とあり、豊後国に居住したとあるが、続紀によると、その後宝亀元年十月廿三日主殿頭で伊勢介を兼ね、同二年七月廿三日左少升で但馬員外介を兼ね、同年十一月十九日主殿頭で丹波員外介を兼ね、同三年四月廿七日主殿頭で伊勢員外介を兼ねるなど四ヶ月から九ヶ月おきに地方の介を歴任しているのをみると、任國に実際に赴任したとは思えない。しかし、兼任ではあるが豊後介が登場してくる事は、豊後国が「中國」から「上國」になった事を意味し、神護景雲元年は豊後国にとっては注目に値する年である。

(15) 守紀朝臣鯖麻呂

宝亀二年七月廿三日から同七年三月六日まで五年間豊後守、三日後の九日に木工頭に任官する（続紀）。国守の任期は大宝令で六年と定められているが、後四年と改められ、宝亀十一年には大宰府官人と管内国司の任期が五年になる。豊後国守は宝亀年代の国守の任期が五年である。

(16) 守安倍朝臣東人

宝龜七年三月六日から天応元年五月廿五日までの五年間豊後守である。その間、同元年四月十五日には正五位上を授位している（続紀）。

(17) 介膳臣大丘

宝龜十年二月廿三日、外従五位下で大学博士と豊後介とを兼任する。天平勝宝四年には留学生として入唐した文人もある。介美和真人土生と同じく従五位下でしかも兼任であるため本来の介の形態ではないが、豊後国の「上国」化への過程であろう。

(18) 守多治比真人繼兄

天応元年五月廿五日から延暦元年二月十四日まで九ヶ月と短い任期の国守である（続紀）。この国守も宝龜十一年従五位下を授官（続紀）延暦廿四年神祇伯で右兵衛督を兼任するまでの二五年間、若い時期に豊後国守になっている。

(19) 介陽侯忌寸玲謬

豊後国守陽侯史真躬の男。天平勝宝元年五月五日、真躬の男四人が各々大仏知識錢一千貫を献じて正八位から外従五位下を叙せられ、延暦元年二月七日豊後介に任命される（続紀）。初めての兼任でない豊後介の誕生である。外従五位下という位階が気になるが、豊後国の「上国」が定着したのであろう。

(20) 海部郡大領海部公常山

延喜四年正月廿七日、摂津国、近江国、丹波国郡司等と供に民を撫するに方ありとして外正六位上から外従五位下を叙せられる（続紀）。

(21) 守藤原朝臣園人

豊後国守として赴任して五位の位で終った者が多い中で、史料でみる限り、後に中央で最も活躍した国守の一人であろう。延暦十年正月廿二日從五位上で豊後守に任官し（続紀）、同十七年二月大和守になる（公卿補任）までの七年間豊後守であつ

たと思われる。しかし、藤原園人の授位授官の経歴からみると豊後守に七年間というのは少し長すぎるようにも思われる。藤原園人に関する記録では、民政に関するものが数多く残つており、これが「常有良吏之称」（豊後國志）と言われた所以であろう。家柄もよく、贈太政大臣藤原房前の孫で、故参議従三位大蔵卿藤原楓麻呂の男（公卿補任）とあり、日本紀略では六三才で卒。右大臣従二位兼皇太子伝で死後左大臣正一位に叙せられている。史料にみる限り、豊後守で後に正一位まで昇つた者は他にみあたらない。

㉒ 守文室真人正嗣

文室真人正嗣は日本後紀には次のようにみえる。

大同三年六月朔

従五位下文室真人正嗣為中務少輔豊後守如故

" 八月廿二日

従五位下文室真人正嗣為斎宮頭豊後守如故

大同四年正月十六日

斎宮頭従五位下文室真人正嗣為兼上総守

" 正月廿三日

従五位下文室真人正嗣為豊後守

" 二月十三日

従五位下文室真人正嗣為陰陽頭豊後守如故

弘仁二年十月十一日

従五位下文室真人正嗣為周防守

右のように、文室正嗣は大同三年六月朔から同四年二月までのわずか八ヶ月の間に中務少輔、斎宮頭、陰陽頭と三つの官職を歴任しており、大同年間の中央での人事移動の異常さを感じさせる。文室正嗣の豊後守は、一時中断があるが、大同三年六月以前から弘仁二年十月十一日文室正嗣が周防守に任官する日（同日安倍真直が次の豊後守になる）までである。しかもそれは兼任である。途中、大同四年正月廿三日に豊後守専任になるが、わずか二十日後の二月十三日に陰陽頭と兼任しているから豊後国に赴任したとは考えられない。結局、文室正嗣は京にいたまま豊後守を兼ねていたものであり、史料にみる限り豊後国における在京国司の初見である。

(23) 介谷忌寸野主

国守文室真人正嗣が大同三年から四年にかけて目紛しく官職を替えていたが、介谷野主も大同三年五月十四日土佐守、十一月四日掃部正、十一月廿七日主殿助、同四年正月十六日豊後介と短期間に官職を替えていた（日本後紀）。平城天皇のこの時期はゴタゴタが続き、後に藤原葉子の乱が起つており、貴族達はいろいろと模索したのであろう。官位相当表によれば上国の介は從六位上であるが、谷忌寸野主は從五位下で豊後介である。この時国守である文室正嗣が豊後国に下向しなかつたため、実務はこの谷野主が行つたはずであり、守の事務を代行するという意味があつたのであるう。

(24) 守安倍朝臣真直

この人物も大同三年五月三日から同四年二月十三日までの九ヶ月の間に五つの官職を歴任し、弘仁二年十月十一日主殿頭となり豊後守を兼任、翌年八月三日權左少弁となり豊後守を兼任した（日本後紀）。主殿頭、權左少弁が本官であり、前国守文室真人正嗣と同じく豊後国には赴任してないと思われる。

(25) 介笠朝臣梁麻呂

弘仁二年十月十一日から弘仁四年正月十日まで一年七ヶ月の間、前介谷野主と同じく從五位下で豊後介である（日本後紀）。國守安倍真直が赴任しなかつたため、守の政務を代行したからであろう。

(26) 守笠朝臣梁麻呂

弘仁四年正月十日豊後介から豊後守になる（日本後紀）。同一国の介から守への昇任の初見であるが、守が赴任せず、守に代わって実務をとつていたという特殊な事情があるからであろう。

(27) 介安倍朝臣雄能麻呂

弘仁四年正月十日から同六年正月十日まで二年間豊後介を兼任している（日本後紀）。豊後介を兼ねるという事は赴任していない事である。今度は守笠朝臣梁麻呂が任国にあり、介安倍朝臣雄能麻呂が任国にない。前の守文室真人正嗣、安倍朝臣真直

の時と逆である。守が赴任しない時は介が、介が赴任しない時は守が政務をとつたのである。大同、弘仁という平安時代のごく初期に豊後国の国司制度は崩れている。しかし、大同から弘仁にかけての平城天皇の時期は混乱期であり、特殊な時代と考えてもよいかもしれない。日本後紀がこれ以後闕本となっているため確認できないのが残念である。

㉙ 介粟田朝臣鮑田麻呂

この介も弘仁六年正月十日、従五位下で諸陵頭となり豊後介を兼任するため（日本後紀）赴任してない。

このように介の兼任の例は、前述の美和真人土生や膳臣大丘の兼任と、弘仁年間の安倍朝臣雄能麻呂や粟田朝臣鮑田麻呂の兼任と、二つがあげられる。しかしその意味するところは大いにちがう。即ち、前者は豊後に介が設置され、「上國」になつた事を意味し、後者の兼任は豊後に介が赴任しなくなり、国司制度が乱れていく事を意味するものである。

㉚ 吉弘侯龍麻呂

豊後国志は豊日志を引用して国埼郡大領としてあげている。しかし、続日本後紀では「（承和四年三月十三日）豊後国人外従五位下吉弥侯龍麻呂賜姓貞道連」とあるだけであり、しかも外従五位下で大領というのはおかしい。

㉛ 介中井王

続日本後紀承和九年八月廿九日条の大宰府言上によれば「前介正六位上中井王私宅在日田郡及私營田在諸郡任意打損
郡司百姓因レ茲吏民騒動未レ遑レ安レ心……」とあり、私腹をこやし、農民を苦しめた国司として有名。

㉜ 日田郡擬大領大藏永弘

豊後国志には「其（中井王）子永弘以清廉篤恭授日田郡擬大領外従六位下」とあるが、確認できない。

㉝ 大目筑紫火公貞雄

大宝令によれば「大目」が設置されるのは「大国」である。「上国」である豊後に大目はないはずであるが、嘉祥元年八月六に豊後大目大初位下筑紫火公貞雄なる人物があらわる（続日本後紀）。しかし、宝龜六年三月一日、伊勢国以下一二三ヶ

國に大小目、或いは少目二名、少掾二名などの設置があり（統紀）実情にあわせて定員増が行われていったようである。仁寿三年六月八日の太政官奏によると、上国でも豊前・豊後等廿七ヶ国に大小目があるので、駿河・安芸・紀伊三ヶ国にも目を増員されたいとあり（類聚三代格）、豊後国は仁寿三年には大小目のあつたことがわかる。その六年前の嘉祥元年に大目筑紫火公貞雄が忠世宿禰の姓を賜っているのである（統日本後紀）。

(33) 権守登美真人真名

嘉祥二年八月廿日から翌年正月十五日までのわずか四ヶ月間の権守である。それは統日本後紀によると「謀叛」を企て配流されたからであるが、その内容がよくわからない。権守に任命される前の承和十三年法隆寺僧善愷から訴えられる事があり、豊後権守の任命は左遷であつたかも知れない。登美真名がこのような動きを示したのは「真名頗有才學口弁過人。抑屈己者。必酬以彼所病。故議者疾之。法隆寺僧善愷訴訟事。遂延及弁官除名。此類也」（文德実錄）というように彼自身の性格によるところがあつたのであろう。

(34) 介山口宿彌稻床

齊衡元年正月十六日（文德実錄）から貞觀元年正月十三日（三代実錄）まで豊後介である。守石川朝臣宗繼の悪政を訴えている（貞觀元年十二月廿七日条）。

(35) 守橋朝臣岑雄

天安二年六月十四日（文德実錄）から貞觀元年二月十三日（三代実錄）まで八ヶ月という短い任期である。

(36) 介善道朝臣根筵

貞觀元年正月十三日から同年三月廿一日までのわずか二ヶ月の任期である（三代実錄）。

(37) 介当野忌寸平麻呂

貞觀元年三月廿二日任官、同二年正月十六日には秦宿禰安雄が豊後介になつており、その時までとすると九ヶ月とやはり短

い任期である（三代実録）。なお、天安元年八月十六日当野伊美吉平麻呂なる人物が豊前介になつてゐるが（文徳実録）、時期的にみて同人物であろう。

③⁹ 介秦宿禰安雄

豊後国志は守としているが、三代実録によると、貞觀二年正月十六日豊後介となる。

⑩ ⑨ 守藤原朝臣広守

貞觀七年正月廿七日任官し、翌年二月十三日伊勢權介に任命されてゐるが、後の貞觀十年十月廿八日の刑部省断罪文に「徒五位下行權介藤原朝臣広守断罪違律」し「贖刑」となつてゐるところをみると左遷であろう。

⑪ 介菅野朝臣宗範

貞觀七年正月廿七日豊後介となるが、わずか三ヶ月後の四月十五日薩摩守に昇任した（三代実録）。

⑫ ⑪ （權介和氣時雄）

大分市史や久多羅木氏の国司表には權介和氣時雄をあげてゐるが、これは豊前介の誤りである。

⑬ ⑫ 守藤原朝臣智泉

類聚三代格（郡司事）の元慶三年九月四日太政官符に、豊後守藤原朝臣智泉がみえ、三代実録元慶七年正月七日条に豊後守藤原朝臣智泉の從五位上授位の事があり、元慶三年から七年の間は豊後守であつたことがわかる。元慶元年四月廿六日には肥後介に任官しており、藤原智泉が豊後守になるのは、それ以後元慶三年までの間であると思われる。ところで、元慶三年の太政官符は注目すべきである。参考のために全文を掲ぐ。

「太政官符

應レ停ニ止任用之吏恣決ニ郡司及書生國事等一覧

右得^ニ豊後守從五位下藤原朝臣智泉解狀二傳。凡一國興廢唯繫^ニ官長。庶務理亂非^レ由^ニ佐職。又郡司之罪。法立^ニ科條。有下考第一且沒^ニ職田^ト更不^レ獲^已。爲^レ加^ニ見決[。]其尤重者至^ニ于解却[。]而任用之吏不^ニ必其人。寄^ニ更於公[。]報^レ怨在^レ私。或信^ニ僕從之言[。]枉決^ニ郡司[。]或逆^ニ官長之意[。]強罪^ニ書生[。]因^レ茲[。]堪^レ更之人皆恥^ニ出仕[。]無賴之輩僅以從^レ職[。]假令循良之宰有^レ施^ニ政術[。]郡司既非^ニ其人[。]無^レ所^ニ辨濟[。]况亦吏民不^ニ和[。]部内騷動[。]不^ニ改^レ舊職[。]何期^ニ新治[。]望請[。]任用之官不^ニ聽^ニ見決[。]若有^ニ雜任致^レ怠必可^ニ見決[。]者[。]官長者判^ニ過狀[。]而後行^レ之[。]然則[。]朝威弥嚴[。]出仕自衆[。]謹請^ニ官裁^一者[。]大納言正三位兼行右近衛大將陸奥出羽按察使源朝臣多宣[。]奉^レ勅[。]依^レ請[。]但五位介不^ニ在此限[。]然与奪之官[。]職務稍重[。]莫^レ令^ニ雜任以致^ニ不遜[。]立爲^ニ恒例[。]諸國准^レ此[。]

元慶三年九月四日

一

「任用の吏」すなわち介以下の国司が「官長」である国守の許可なく郡司以下国衙の役人を統轄する事を禁止している。つまり、国守へ権力を集中しようとするのである。それを豊後国守の藤原智泉が願い出、太政官が許可を与えてるのである。在庁官人の勢力が強く、豊後国の国司制度が動搖していたことを示す史料であるとともに、現地に下った国司が権力を掌中にとりもどそうとした姿である。

(43) 介藤原朝臣安主

豊後国志は守としているが、三代実録によると豊後介である。

(44) 守橋朝臣長茂

仁和元年正月十六日豊後守に任命されるが翌年二月三日摂津守以下十人の国司と共に、任国に赴任しなかつた科で取調べを受け、同二年五月十八日、摂津守、肥後守、甲斐守、豊後守の四人が位一階を下げられ追放される（三代実録）。十人の国司のうち、甲斐・安房・上総・隠岐・肥後・豊後・対馬と七人までが辺境の国守であり、この頃から国守が地方に下ることを嫌う風潮がでてきた事をうかがわせる。橋長茂追放のあと、仁和二年六月十三日次の国守源朝臣淵が任命される。

(45) 守橋恒平（恒平）

応和元年壬三月十七日豊後守に任命され、康保三年正月卅日辞退する（公卿補任）。橋恒平が現地に下っていることは、康保二年三月三日の豊後国由原宮師僧仙照解文外題に守として署名していることから確認できる。

(46) 介藤原、権掾藤原、掾上毛野、大目生部、少目大原

国司制度が緩み始める頃に、現地に守介掾目の四等官がそろっていたことを示す最後の史料がいまのところ前出の豊後国由原宮師僧仙照解文外題の署名である。掾・大目・少目などは名前からして在地の豪族を任用したのではないかと思われる。

(47) 大中臣朝臣

永祚三（二か）年二月九日の豊後国由原宮師僧仙照解文外題の署名者を平安遺文は「大中臣朝臣（草名）」大分県史料は「大介源朝臣（花押）」、増補訂正編年大友史料は「大介朝臣（花押）」と読んでいる。この人物が税所の勘申に基いて許可を与えており、豊後国に於ける現地の最高指揮者である。表にあるように後になつて国守が赴任しなくなると、大介があらわれるが、この時期はまだ豊後国守が赴任して来ており、この人物は守だと思われる。大介と読むには少し時代が早すぎる気がする。

(48) 守丹波朝臣泰親

朝野群載の長保三年四月二日前豊後守丹波朝臣泰親申文に、「長徳二年八月五日拝彼國守」とある。しかし、この国守は次の守穴太宿禰愛親から任期中に「逃亡」し国内が乱れたとして訴えられている。泰親は父前土佐守行衛が病気になり命も危くなつたので急きよ帰京したと答えているが、国守の職が軽くなつていく様子を示している。

(49) 守藤原国昌

大日本史によると寛弘四年二月、豊後守に任せられる。平安遺文は由原宮師如寿解文外題の署名者「守藤原朝臣」を藤原国昌にあてており、これを採用すると、寛弘十年正月廿六日の時点でも豊後守であった。

(50) 守藤原朝臣

治安二年六月八日、万寿二年十一月三日の由原宮師皇慶外文外題に署名しているが、時期的にみて同一人物であろう。まだ現地に赴任している。

(51) 大介平朝臣

大介の史料初見は、宇佐大鏡の長元九年二月「大介紀朝臣」である。由原宮師仁円解文外題に署名している「大介平朝臣」から「大介」の役割を知ることができる。即ち、仁円の申請に対し、田所が勘申し、大介紀朝臣が許可を与えていたことにより、大介紀朝臣が豊後国における実質的な支配者であることがわかる。国守の署名がないことは国守が赴任していなかつたのであろう。いわゆる国司の遙任をうかがわせる。大介の下にある組織の一つが「田所」であり、ここに権大掾橋・権掾清原・目代越後守・散位紀朝臣などがある。

次の天喜元年三月十九日由原宮僧救円解文外題の署名は「大□朝臣（草名）」とあるが、「権大掾橋・権掾清原・目代・散位紀朝臣」は前出の田所と同じ組織であり、時期的にみても□は大介平であろう。これ以後も大介の名は寛平二年大介平・大介三善朝臣、延久元年大介三善・大介藤原朝臣、永保元年大介高橋、康和二年大介紀朝臣、保延五年大介藤原とみえる。少くともこれら大介の存在する時期は、国守は現地に下向してなかつたと思われる。

(52) 守三善朝臣國経

永保元年七月廿四日の宣旨（朝野群載）に「応_レ令_ト前豊後守三善朝臣國經弁_#申不_レ行_ニ交替務_一上道子細_ヒ事」とあり、三善國経が国司交替の時、大宰府の押書を得ないまま、新任国司との交替事務を行わないで帰京したその理由を弁申させている。これにより三善國経は豊後守として実際に現地に赴任しているが、国守自身が国司制度を乱していくことがわかる。

(53) 守中原朝臣章貞

康和二年七月廿一日、豊後守從五位上中原朝臣章貞が「辞_ニ刺史_ニ遷_ニ任諸司長官_ニ例」をあげて、豊後守から内匠頭に遷任さ

れることを願い出ている（朝野群載）この史料だけでは中原章貞が豊後国にあったかどうかは不明だが、宇佐大鏡に康和二年三月八日に大介が署名したとあり、大介の役割からすると、中原章貞は豊後国に赴任しなかつたと思われる。

⑤4 守源朝臣季兼

豊後守源朝臣季兼の名は、康治二年十月四日（平安遺文補六九号）、久安四年八月廿八日（同二六五三号）、久安五年五月十九・廿日（同二六六五・二六六八号）、久安五年十月十六日（本朝世紀）にみえるので、康治二年以前から久安五年まで豊後守であった。久安五年十二月卅日の小除目で（本朝世紀）豊後守に紀宗広、対馬守に源季兼の名がみえるので、源朝臣季兼は豊後守から対馬守に任命されたものと思われる。しかし、この豊後守は、久安四年摂政（忠通）家政所下文や（平安遺文）、同五年摂政（忠通）家御教書（同）に豊後守源季兼と署名しており、摂関家の家司が本官である。つまり現地には赴任していないのである。おもしろいことは、康治二年の源季兼寄進状（同）によると、能登国の若山庄を寄進し「預職」（預所職か）は季兼子子孫孫が継ぐとあり、莊官も兼ねており、時代のなみにのっているということである。

⑤5 守高階清基

本朝世紀には、從四位下で豊後守とあり、國守としては位階が高すぎる。収入源としての豊後守であろう。

⑤6 守藤原頼輔

公卿補任によると、永暦元年正月廿一日から永万二年二月一日まで豊後守であった。平家物語によると、その後豊後国は藤原頼輔の知行国で、子息頼経が代官として派遣されたとある。そして頼経のあと、治承四年二月廿八日、子の宗長が豊後守となる（公卿補任宗長条）。豊後国は知行国として単なる収入源となっていたことがうかがわれる。

尚、藤原頼輔の表は中世史ハンドブックに拠った。